

関生園 短期入所生活介護施設 利用料金表

平成30年4月1日より

	単価	負担段階	サービス提供体制加算Ⅰイ	機能訓練体制加算	夜間職員配置加算Ⅱ	居住費	食費	合計金額 (1割負担)	合計金額 (2割負担)
要介護1	682	第1段階	18	12	18	820	300	1,850	2,580
		第2段階				820	390	1,940	2,670
		第3段階				1,310	650	2,690	3,420
		第4段階				1,970	1,380	4,080	4,810
要介護2	749	第1段階	18	12	18	820	300	1,917	2,714
		第2段階				820	390	2,007	2,804
		第3段階				1,310	650	2,757	3,554
		第4段階				1,970	1,380	4,147	4,944
要介護3	822	第1段階	18	12	18	820	300	1,990	2,860
		第2段階				820	390	2,080	2,950
		第3段階				1,310	650	2,830	3,700
		第4段階				1,970	1,380	4,220	5,090
要介護4	889	第1段階	18	12	18	820	300	2,057	2,994
		第2段階				820	390	2,147	3,084
		第3段階				1,310	650	2,897	3,834
		第4段階				1,970	1,380	4,287	5,224
要介護5	956	第1段階	18	12	18	820	300	2,124	3,128
		第2段階				820	390	2,214	3,218
		第3段階				1,310	650	2,964	3,968
		第4段階				1,970	1,380	4,354	5,358

〈負担軽減〉

- ・第1段階：市町村民税非課税者で資産要件が一定以下、老齢福祉年金受給者の方。生活保護受給者。
- ・第2段階：市町村民税非課税者で資産要件が一定以下、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方。
- ・第3段階：市町村民税非課税者で資産要件が一定以下、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円を超える方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。
※資産要件：預貯金など（現金、有価証券なども含む。）を配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。

〈所得による負担割合〉

- ・一定以上所得のある方は、負担割合が2割となります。
- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方、年金収入以外が有る場合は合計所得金額が160万円以上の方が2割負担となります。65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。
※該当する場合は、居住費・食費を除く介護保険サービス利用単価が2倍の料金になります。

〈別途料金〉

- ・送迎費片道：184円（※一関市、平泉町地域で時間帯は9:00～17:00）
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ：利用単位数に8.3%を乗じた単位数
- ・食費は、朝食380円、昼食500円、夕食500円の利用予定分がかかります。
- ・その他について、別途料金がかかる場合に随時説明致します。